

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の区域及び令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の区域」を「令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の区域、令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の区域及び令和6年度に指定が解除された帰還困難区域」に改める。

第3条第2号中「令和8年2月28日」を「令和9年2月28日」に改め、同条第3号中「令和8年2月28日」を「令和9年2月28日」に改め、同号ただし書中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に、「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の規定は、令和8年3月の一部負担金から適用し、同年2月までの一部負担金については、なお従前の例による。